

## 審 査 基 準

平成 2 1 年 2 月 2 6 日 作 成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 6 条 第 1 項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条（保管場所標章の交付の手續）、第 5 条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：第 4 条 第 1 項 の 政 令 で 定 め る 書 面 を 交 付 し た と き は、 7 日（行政庁の休日は含まない。） 第 5 条 の 規 定 に よ る 届 出 を 受 理 し た と き は、 1 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （ 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1 内 線 5 1 7 3 ） 警察署交通課
備 考：